

## 社会福祉法人清和福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和福祉会定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬や費用について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、役員報酬、役員手当、役員賞与をいう。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 1 理事長、業務執行理事及び職員を兼務する理事については、職員給与が支給されている場合には、役員報酬を支給しない。  
2 第1項に定める理事については、役員手当を支給する。（別表1）  
3 第1項に定める理事については、職員賞与を支給されている場合には、役員賞与を支給しない。  
4 第1項に定める理事以外の役員及び評議員に対しては、報酬は支給しない。  
5 理事長、業務執行理事、理事、監事、評議員に対する退職慰労金については、別に定める清和福祉会退職慰労金規程に基づいて支給する。

### (費用の支給)

第4条 役員及び評議員が法人業務を行う場合には、別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (費用の算定方法)

第5条 役員及び評議員に対する費用の額は次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 役員及び評議員が会議やその他法人業務を行ったときは、費用を支給する。（別表1）
- (2) 役員及び評議員が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。（別表1）

### (報酬・費用の支給方法)

第6条 報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じ定める時期とする。

- (1) 役員及び評議員に対する費用は、その都度支給する。

- (2) 報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年6月19日より施行する。

平成30年 6月 22日一部改正

令和 2年 6月 22日一部改正

令和 4年 6月 23日一部改正

## 第3条（報酬の支給）

## 役員手当

役 職	金 額
理 事 長	月額 150,000円
業務執行理事	月額 50,000円
理 事	月額 30,000円

## 第5条（費用の算定方法）

## 非常勤理事、監事及び評議員の費用

## ① 理事会・監事会・評議員会・その他の法人業務

単 位	金 額
半日（3時間以内）	5,000円
一日	10,000円

## ② 出張旅費の日当及び宿泊料

		金 額
日 当	甲地	6,000円
	乙地	5,000円
	丙地	4,000円
宿泊料	甲地	14,000円
	乙地	12,000円
	丙地	10,000円

※日当は、半日の場合は半額とする。

※甲地・・・東京都、大阪府、名古屋市

乙地・・・横浜市、京都府、神戸市、福岡市及びその周辺

丙地・・・上記以外及び長崎県内